

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案（2023/02/01時点）に対する関係機関・団体意見への県の考え方

資料3-2

No	機関団体名	計画素案		ご意見	県の考え方
		ページ	施策No		
<b>I 総論・第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）・3 犯罪被害者等が置かれている状況</b>					
1	検察庁	10	2 行目	<p>捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。</p> <p>捜査や裁判にあたり、場合によっては、事件について複数回事情を聞かれたりすることがあり、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをすることもあります。</p> <p>※必ずしも複数回の聴取を要している等ではないため。</p>	ご意見のとおり修正します。
<b>II 各論・基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号関係）・基本的施策2 経済的負担の軽減（基本法第13条関係）</b>					
2	ゆいセンター	14	4	<p>被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組みます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策の検討に努めます。</p> <p>被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度を創設します。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策を実行します。</p> <p>※現時点で実施に向けて取り組んでいるので、「取り組みます。検討に努めます。」よりは、「創設します。実行します。」の方が良いのでは。</p>	<p>・ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり、修正します。</p> <p>「被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組みます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策について検討します。」</p> <p>・なお、計画策定時点において、見舞金制度は開始していないことから、「創設に向けて取り組みます。」という書きぶりとしております。</p>
3	弁護士会	14	4	<p>犯罪被害者に対する経済的支援は、新たに制定された条例と現在検討している基本方針における一番の重点項目である。本素案においては、見舞金制度の創設を規定することであるが、犯罪被害者に必要な経済的支援は、見舞金にとどまらず、裁判費用、住居支援、生活支援等、多岐にわたる。また、見舞金についても、全国の自治体によってその金額にはばらつきがあり、沖縄県において具体的にいくらの見舞金を支給するかによって、充実した支援といえるかは異なる。本素案では、見舞金制度の創設に向けて取り組むとの内容であるが、具体的金額や支給基準等については、審議会等の意見を聞くこと、また、今後の支給実績を見て、その内容の再検討、拡充を図っていく、という記載を盛り込むことを要望する。</p>	<p>・ご意見いただきました「見舞金制度の具体的金額や支給基準等については、審議会等の意見を聞くこと。」につきましては、現在、計画策定に向けた審議会での調査審議のなかで、必要となる新たな経済的支援について、委員の皆様からご意見をいただいているところです。</p> <p>・ご意見いただきました「見舞金制度の再検討・拡充の記載を盛り込むこと。」につきましては、原案の「また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策について検討します。」との記載に趣旨が含まれておりますので、原文のとおりとさせていただきます。</p>
4	弁護士会	14	5	<p>本素案における記載内容は、現在実施している性犯罪被害者に対する公費支出の記載にとどまっている。犯罪被害者は、警察、検察での事情聴取等の捜査の協力から裁判での証人としての出頭など、刑事手続きに関わる必要があるとともに、社会的に注目される事件の場合は、マスコミの取材による二次被害の危険もある。また、被害の回復のためには、刑事裁判での被害者参加や意見陳述、損害賠償請求のための民事手続きも行うことになる。上記の仕組みにおける司法関係者やマスコミ関係者による二次被害を防止するためには、被害者が利用できる制度を適切に利用するためには、被害直後から被害者の代理人として、法的に支援する弁護士の関わりは不可欠である。現在、弁護士会では、被害者の経済的な負担を軽減して弁護士の支援が受けられる制度を設けてはいるが、その情報が被害者に十分に届いていないとともに、県職員等の支援者にも知られていないのが現実である。性犯罪被害者でワンストップ支援センターにつながった方については、県の費用で弁護士の法律相談を受けられる制度があるが、それは性犯罪被害者に限られている。すべての犯罪被害者が被害直後に弁護士の法律相談を県の費用で受けられる制度の創設が必要である。施策の概要に、弁護士による法律相談を公費で受けられることの項目を入れていただきたい。</p>	<p>ご意見いただきました「全ての被害者等に対する弁護士相談の公費負担の項目追加」につきましては、新たな経済的支援施策になることから、施策No4「犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の整備」に位置づけて整理しております。</p> <p>ご意見の趣旨は、今後の施策検討の際の参考とさせていただくとともに、国の動向や他都道府県の先行事例を参考にしながら、必要性を検討してまいりたいと考えております。</p>
<b>II 各論・基本方針2 精神的・身体的被害の回復（条例第8条第2号関係）・基本的施策2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（基本法第18条・19条関係）</b>					
5	検察庁	19	4 行目	<p>犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。また、捜査等の過程で関わる関係機関等から配慮に欠けた対応をされることによって、二次被害を受けることがあります。</p> <p>犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、場合によっては、自身が受けた被害について複数回事情を聞かれたりすることがあり、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。また、捜査等の過程で関わる関係機関等から配慮に欠けた対応がなされれば、二次被害を受けることがあります。</p>	ご意見のとおり、修正します。
<b>II 各論・基本方針5 民間団体・支援従事者の育成・支援（条例第8条第5号関係）・基本的施策2 民間支援団体に対する支援（基本法第22条関係）</b>					
6	ゆいセンター	28	59	<p>○民間支援団体の意義や活動について、県民や事業者、関係機関・団体へ周知するとともに、活動基盤の強化に協力します。</p> <p>○民間支援団体の意義や活動について、県民や事業者、関係機関・団体へ周知するとともに、活動基盤の財政面の強化に協力します。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、原案の「活動基盤」に包含されておりますので、原文のとおりとさせていただきます。</p>

※市町村からは意見なし